

# 第三者行為求償の手続きについて

## 1 第三者行為求償とは

介護保険サービスを利用した際には、原則としてかかったサービス費用の1割（～3割）を被保険者が負担し、9割（～7割）は介護保険から保険給付されます。しかし、交通事故など第三者（加害者）の行為が原因で被保険者（被害者）が要介護（支援）状態になったり、要介護度が重度化するなどし、介護保険サービスを利用した場合には、サービスの提供にかかった費用は第三者（加害者）が負担すべきものとなります。

第三者の行為が原因で市が保険給付を行った場合、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、その保険給付額を限度として、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を保険者である盛岡市が取得し、市が負担した保険給付費を加害者に損害賠償請求（第三者行為求償）することとなります。

→サービス利用時に市が行った保険給付は、立替払いであり、後日加害者に請求することとなります。

## 2 第三者行為求償の手続き

第三者行為求償に該当する場合、被保険者の方は市へ届出が必要です。

（根拠法令：介護保険法施行規則第33条の2）

交通事故などにより要介護状態になったり、状態が悪化するなどし、第三者行為求償に該当する可能性がある場合は、まず介護保険課までご相談ください。

下記書類が提出され、市による第三者行為求償の要件等の確認後、第三者側（加害者・損害賠償保険会社等）と盛岡市から求償事務を委託された岩手県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。なお、事故と介護給付との因果関係などが確認できない場合、求償できないことがあります。

## 3 提出書類

すでに医療保険で第三者行為求償の届出をしている場合は、提出書類を省略することができます。その際には事前にご相談ください。

※下記①～③、⑤の様式はホームページに掲載しています。

- ① 被害届
- ② 念書
- ③ 誓約書
- ④ 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）
- ⑤ 事故発生状況報告書

## 4 留意事項

加害者と被保険者との間の示談により、介護保険給付と同一の事由について損害賠償（「将来介護費」など）を受けたときは、介護保険サービスの総額（保険給付分と自己負担分の総額）が賠償額に達するまで市は保険給付の責を免れる（給付を行わない）こととなります。（根拠法令：介護保険法第21条第2項）

これは、第三者から損害のてん補がなされているものにまで保険給付を行うことは、二重のてん補を受けることになり、不当な利益を得ることになることから、これを回避するために、保険給付を行わないこととしているものです。

**加害者と示談を締結する際には、将来の介護サービスの取扱い（支払われる賠償額のうち介護分の金額やその算出根拠）が明確になるようご留意願います。**

### （参考）

#### 【介護保険法】

（損害賠償請求権）

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

#### 【介護保険法施行規則】

（第三者の行為による被害の届出）

第三十三条の二 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三 被害の状況

#### 【お問い合わせ先】

盛岡市保健福祉部介護保険課 給付係

電話（直通）019-626-7561